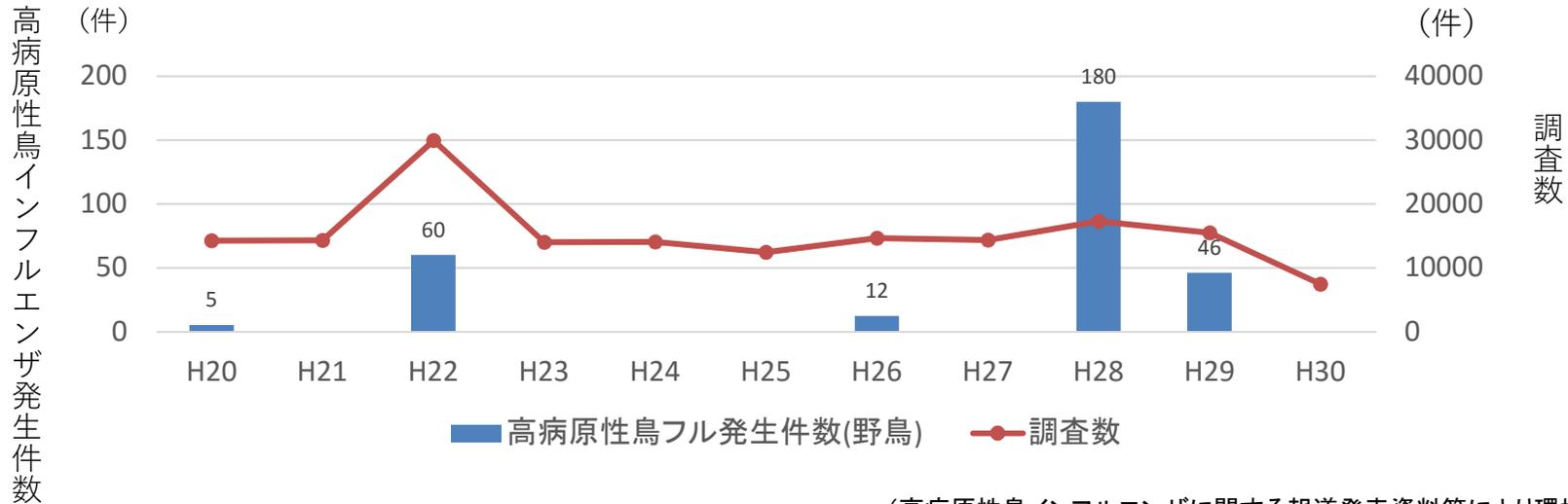


# 野生鳥獣に由来する感染症の状況

参考資料2-1

## 【高病原性鳥インフルエンザの発生件数】



(高病原性鳥インフルエンザに関する報道発表資料等により環境省作成)

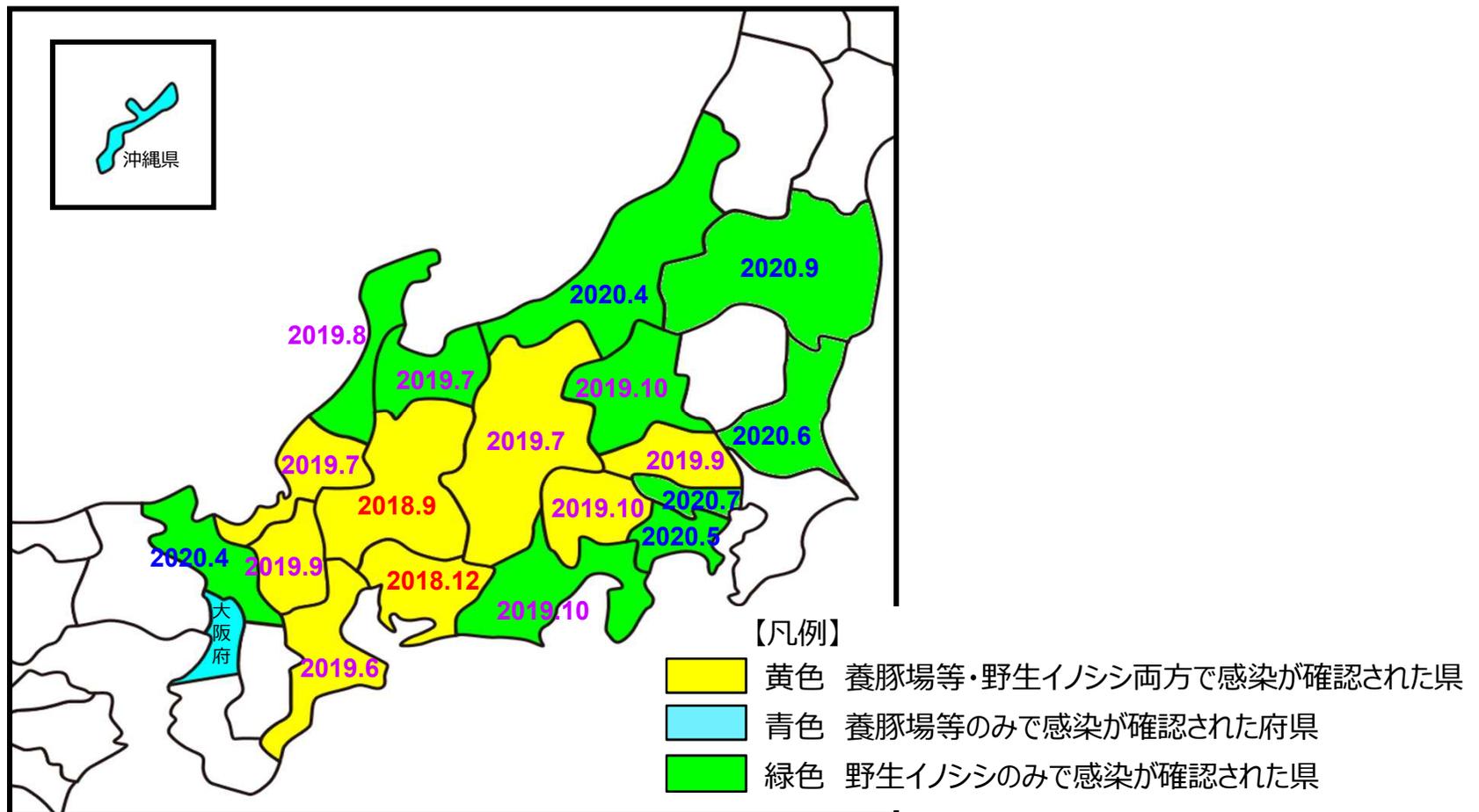
## 【野生イノシシにおけるCSF（豚熱）の陽性件数と陽性確認都府県の推移】



(都道府県からのCSF発生状況報告により環境省作成) 1

# CSF発生状況

- 養豚場等では、10府県・58 事例が発生  
 (岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県)
- 野生イノシシでは、18都府県・2,655 頭の陽性確認  
 (岐阜県、愛知県、三重県、福井県、富山県、石川県、長野県、滋賀県、埼玉県、群馬県、静岡県、山梨県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県)



※地図中の数値については野生イノシシにおける初発事例発生年月を示す。

# 環境省におけるCSFへの主な対応

## 1. 野生イノシシの捕獲強化

### ①捕獲重点エリアの設定

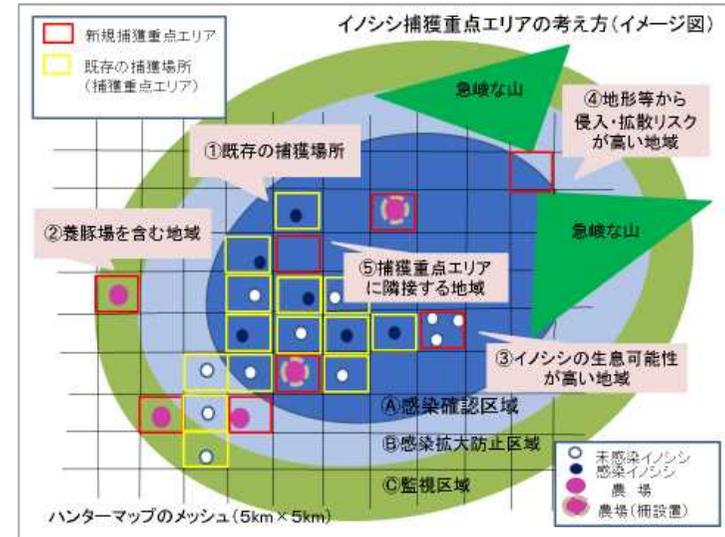
関係県、農林水産省等と連携し、これまでの捕獲状況や経口ワクチン散布実施区域、地形等の情報をもとに効果的な捕獲強化を図っていくための捕獲重点エリアを設定

### ②交付金による捕獲支援

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）により、発生県での捕獲強化を支援

### ③捕獲に関する防疫措置

「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を作成、都道府県担当者等を対象とした防疫措置の講習会を実施



## 2. 野生イノシシにおけるCSF感染確認検査への協力

現在、都道府県で実施している感染確認検査について、検査体制の拡充を図るため、令和2年度より環境省においても非発生県を対象に検査を実施

## 3. CSFのまん延防止に向けた周知・広報

CSFの拡散防止に向けた取組について、海外からの観光客も含めて広く一般に周知するため、多言語によるポスター等を作成・配布

**CSFの感染が拡大しています**  
Prevent the Outbreak of Classical Swine Fever

CSF（豚熱）は、豚やイノシシに感染する伝染病で、日本でも感染地域が拡大しています。  
人に感染することはありませんが、野生のイノシシがウイルスで汚染された肉製品などを食べることで、感染・まん延につながることがあります。

Classical Swine Fever, which causes deaths in pigs, is now spreading among wild boars, though it is harmless to humans. The disease can spread via infected wild boars feeding on dumped contaminated meats etc.

**① ゴミの管理は徹底！**  
野生のイノシシが近づかないよう、エサとなる生ゴミ（特に肉製品）を屋外に放置せず、ゴミ箱のフタはきちんと閉めてください。  
To keep wild boars away, close the lid of rubbish bins tightly and do not leave food wastes (particularly meat products) outside.

**② ウイルスを拡げない！**  
野山・森林・林などに出かけたら、靴の泥を落とすようにしてください。  
Remove the mud from your footwear before returning from visits to forests and the countryside.

**③ 死亡イノシシを見つけたら連絡を！**  
死亡したイノシシを発見した場合は、直ちに地元自治体に連絡してください。  
When you find a dead or dying wild boar, please call the local government promptly.

※ CSFに関する最新情報は、農林水産省CSF専用ページでご確認ください。

# CSF発生県における狩猟規制の状況

- 平成30年度は、岐阜県、愛知県、滋賀県、令和元年度は岐阜県と三重県において狩猟規制を実施
- 狩猟規制を行わない場合にも、防疫措置講習会の開催や狩猟者登録時の周知、消毒液等の資材配布等を実施

県	H30狩猟規制	R1狩猟規制
静岡県	-	無
岐阜県	有 (CSF発生地域周辺を指定猟法禁止区域)	有 (全県を指定猟法禁止区域)
愛知県	有 (CSF発生地域周辺を指定猟法禁止区域)	無
三重県	-	有 (ワクチン散布エリアを指定猟法禁止区域)
石川県	-	無
長野県	-	無
福井県	-	無
山梨県	-	無
滋賀県	有 (CSF発生農場周辺を指定猟法禁止区域)	無
埼玉県	-	無
群馬県	-	無

※「-」はH30年度狩猟期にCSF未発生であることを示す

(参考)各県における防疫措置の対応例

## 【狩猟規制実施した場合】

- ・狩猟に代わる形で、報奨金付きの個体数調整目的での捕獲や有害捕獲を実施
- ・捕獲従事者には防疫・検体採取の方法などの研修を実施するとともに、法9条に基づく捕獲許可及び法15条に基づく指定猟法許可を発出

## 【狩猟規制を実施しなかった場合】

- ・狩猟者向けの防疫措置講習会の開催。
- ・狩猟者登録時に消毒資材の提供、チラシ等の配布により防疫措置を依頼
- ・県猟友会を通じた防疫措置徹底の依頼、県HPIにおいて感染状況を随時更新するなどの情報提供

## 野生動物に由来する主な感染症

対象動物	病名
シカ	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、日本紅斑熱、E型肝炎、結核(牛型)、腸管出血性大腸菌感染症、トキソプラズマ症
イノシシ	SFTS、E型肝炎、豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)、豚丹毒(類丹毒)、トリヒナ(旋毛虫)症、ウエステルマン肺吸虫
サル	Bウイルス病、結核(人型)、細菌性赤痢
キツネ	狂犬病、エキノコックス(包虫)症、トリヒナ(旋毛虫)症
アライグマ	狂犬病、SFTS、回虫症(幼虫移行症)、トリヒナ(旋毛虫)症
ネズミ等の齧歯類	腎症候性出血熱(HFRS)、野兔病、レプトスピラ症、ライム病、日本紅斑熱、ウエステルマン肺吸虫
鳥類	高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、ダニ媒介性脳炎、ライム病、オウム病、クリプトコックス症

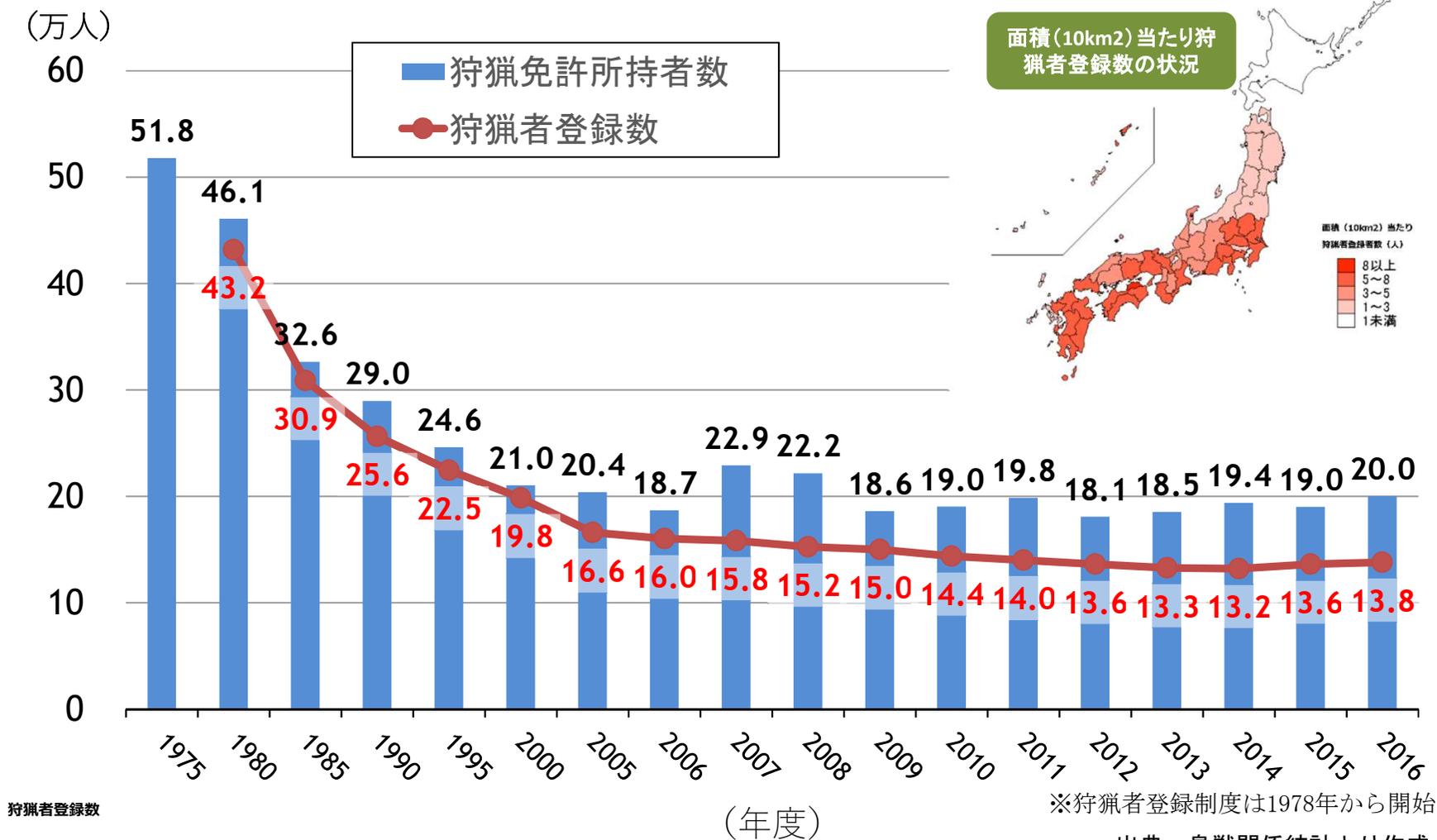
※ 厚生労働省健康局結核感染症課 動物由来感染症ハンドブック2020 等より作成

※ 記載されている感染症のうち、野生動物(魚類、爬虫類を除く)が対象となっている感染症、日本では病原体が未発見もしくは長期間発見されていない感染症及び患者発生が未報告の感染症を除いた

# 全国の狩猟免許所持者数と狩猟者登録数の状況 (1975年度～2016年度)

参考資料2-2

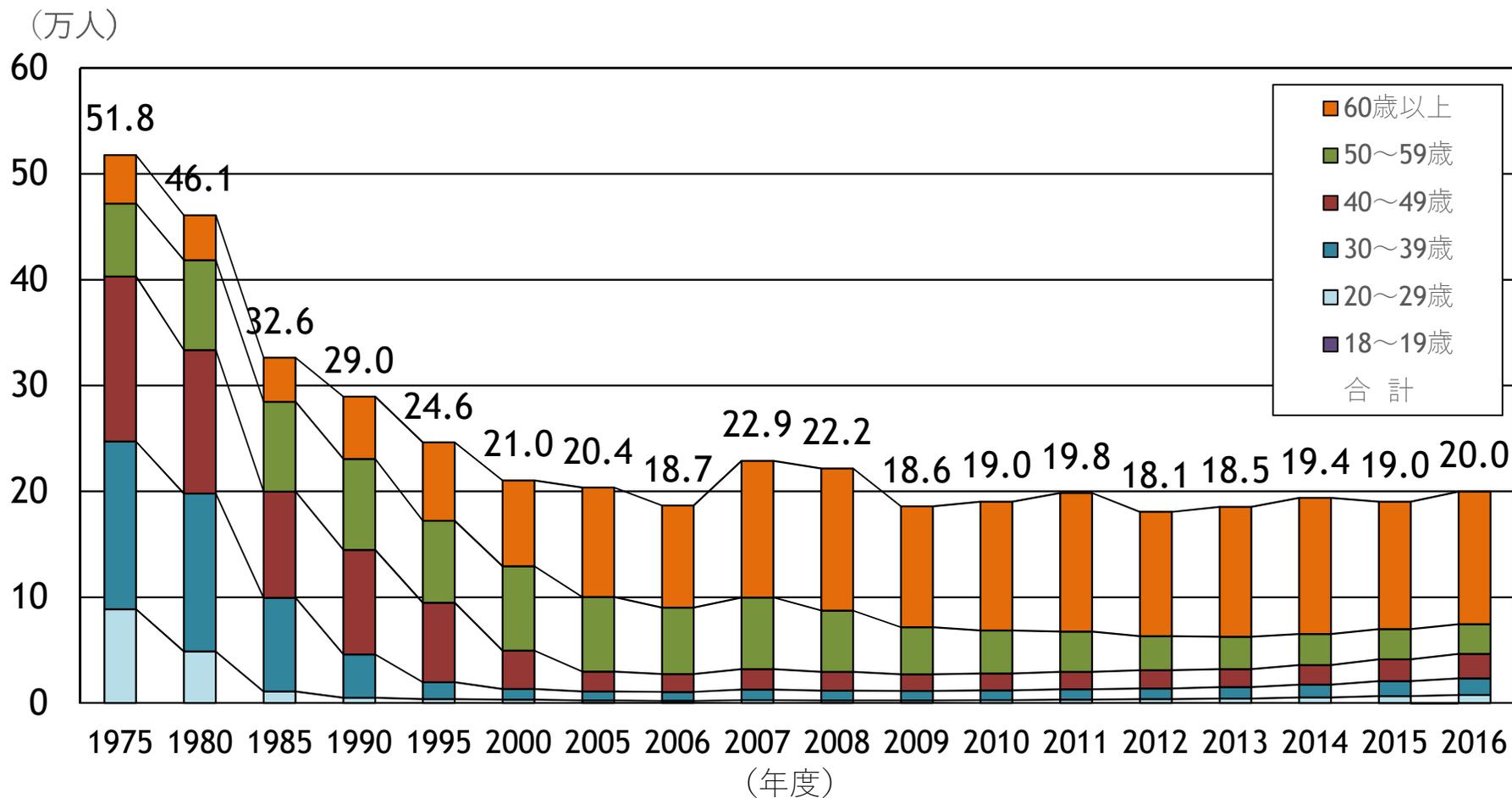
- 狩猟免許所持者数は、2012年度の約18.1万人から2016年度には約20万人に回復したが、引き続き高齢化が深刻
- 狩猟者登録数は1980年以降減少しており、近年は約13～14万人程度で推移
- 面積当たりの狩猟者登録数については、西日本、関東地方で多く、東北地方で少ない



出典：鳥獣関係統計より作成

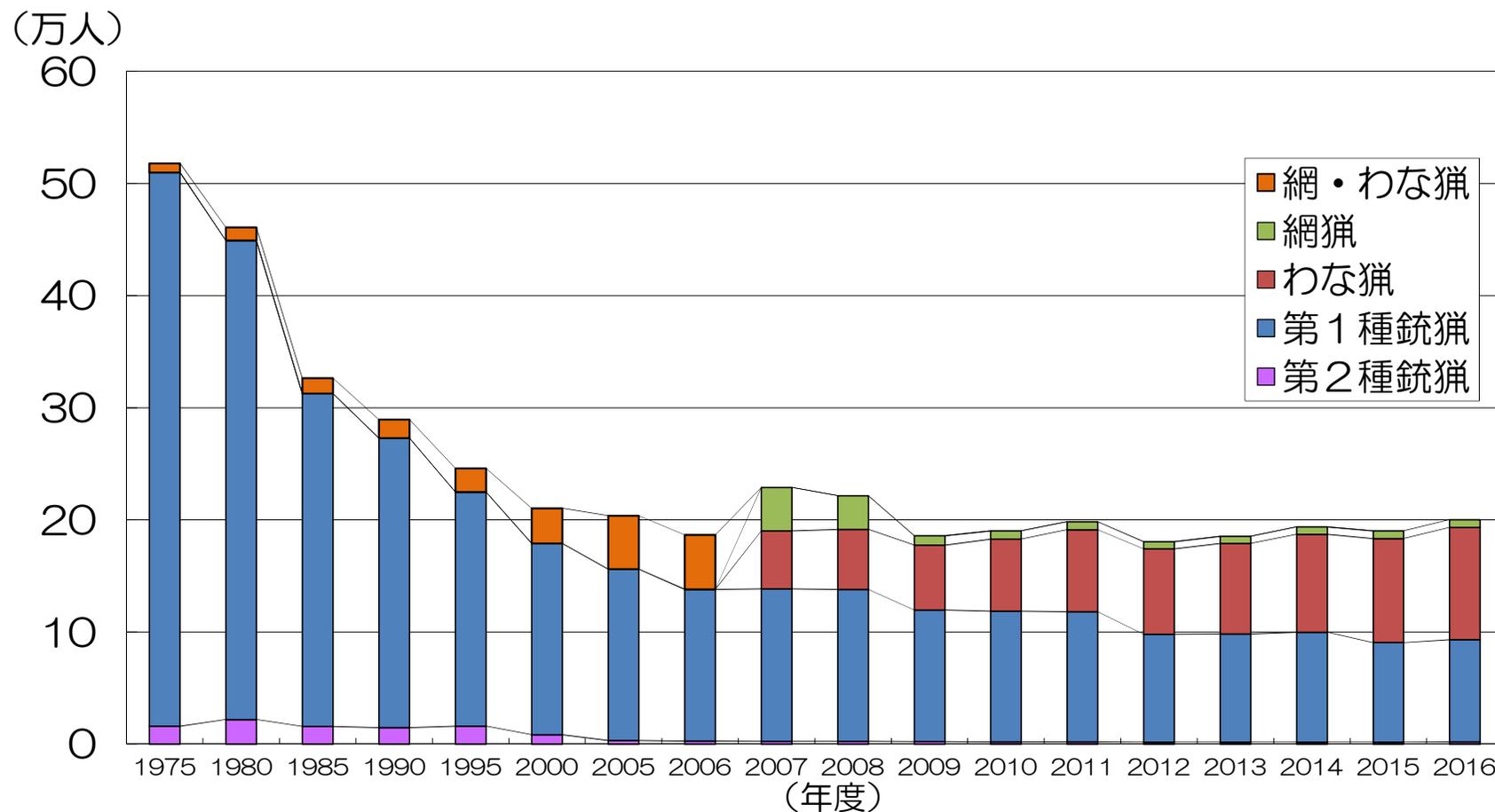
# 全国の年齢別狩猟免許所持者数（1975年度～2016年度）

- 2016年度は60歳以上が63%を占めるなど高齢化が深刻
- 2011年度から2016年度の5年間で40歳未満の狩猟免許所持者数は約1.3万人→約2.3万人に増加



# 全国の猟法別狩猟免許所持者数（1975年度～2016年度）

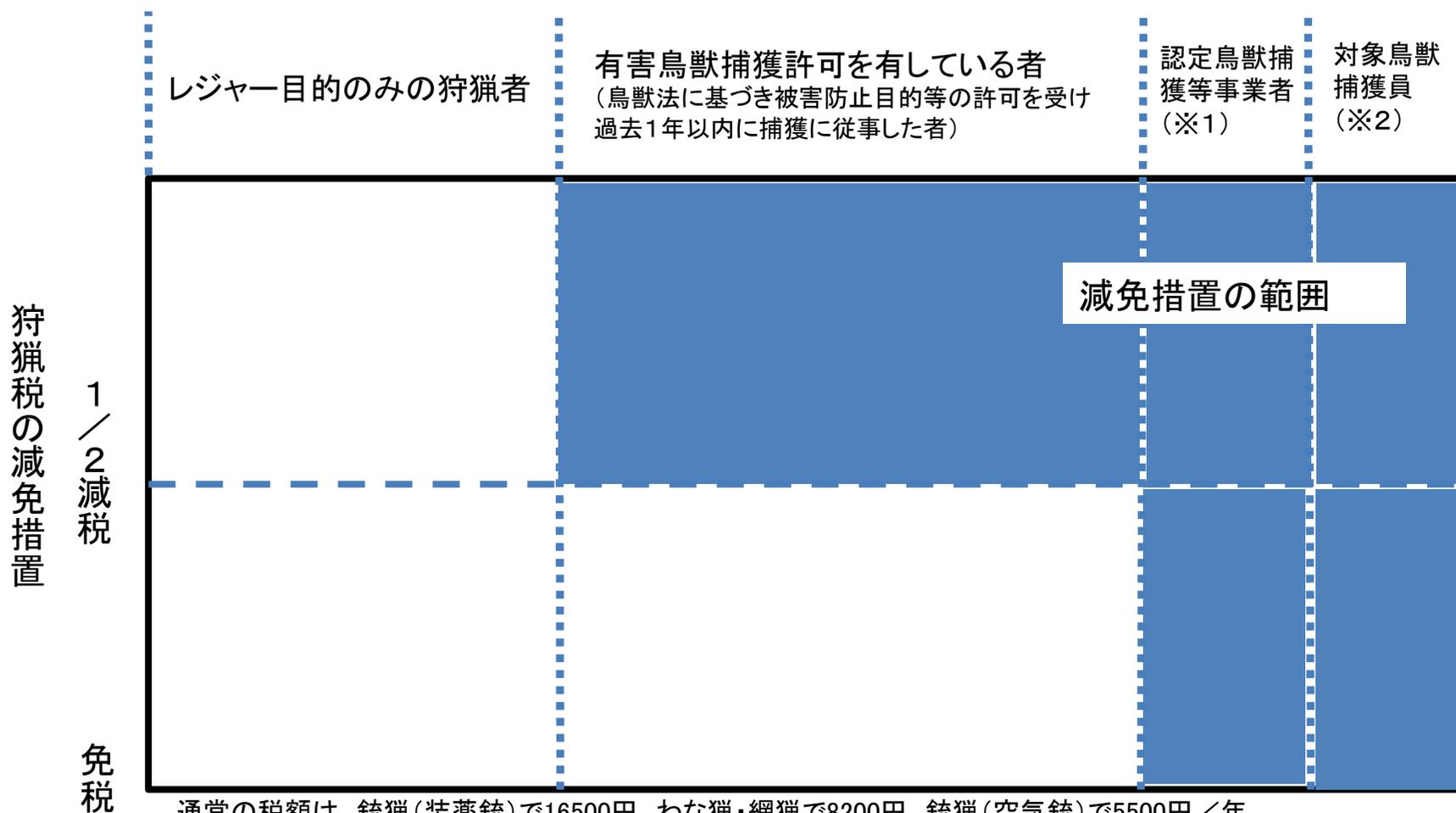
○ 猟法別免許所持者は1975年度は第1種銃猟が95%、網・わな猟が約2%であったが、2016年度は、第1種銃猟が45%、わな猟約50%を占めている



※2007年(H19年)に「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分  
出典：鳥獣関係統計

# 狩猟税の減免措置の状況

- 平成27年度より狩猟税の減免措置の範囲を拡充(平成26年度以前は対象鳥獣捕獲員のみ1/2減税)
- 平成31年4月に措置期間を令和6年3月31日までに延長
- 減免対象者は約93,000人(平成28年度)



※1: 改正鳥獣法に基づき、都道府県知事から認定を受けた捕獲事業者の従事者  
(過去1年以内に実際に捕獲に従事した都道府県において適用)

※2: 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長から任命されて捕獲を行う者

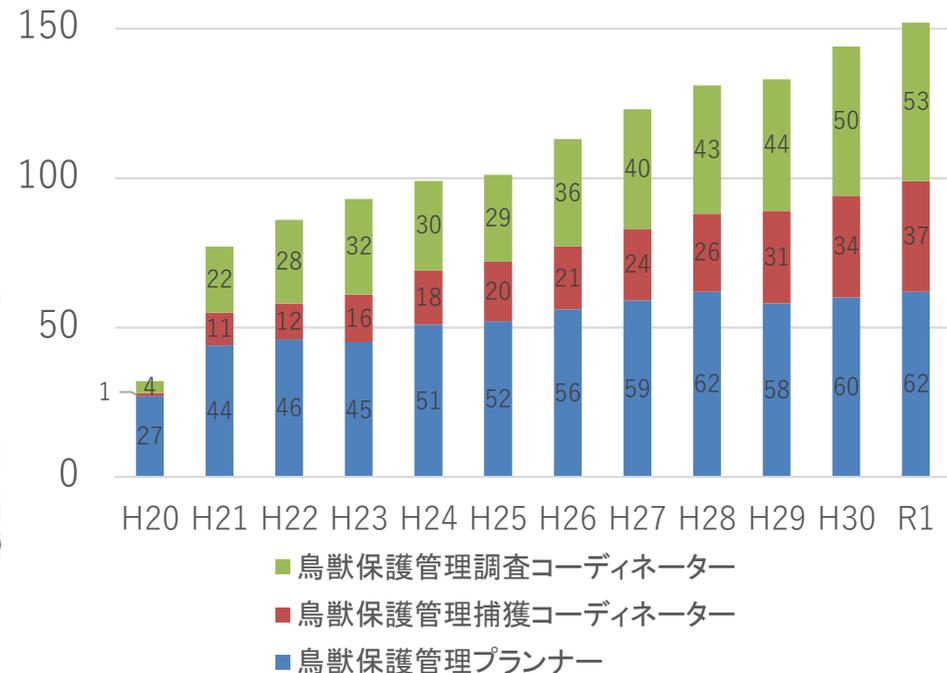
# 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）

- 平成20年度より「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」として、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者についての情報を紹介する取組を実施。
- 令和元年度時点で152名が登録
- HPにおいて登録者の専門分野・活動レポートを公表し、地方公共団体等の課題に応じた登録者を検索可能
- R2年度からは登録者の活用促進のため、登録者招聘にかかる講師謝金等の一部補助することを予定

## 登録者の役割



## 登録者数の推移

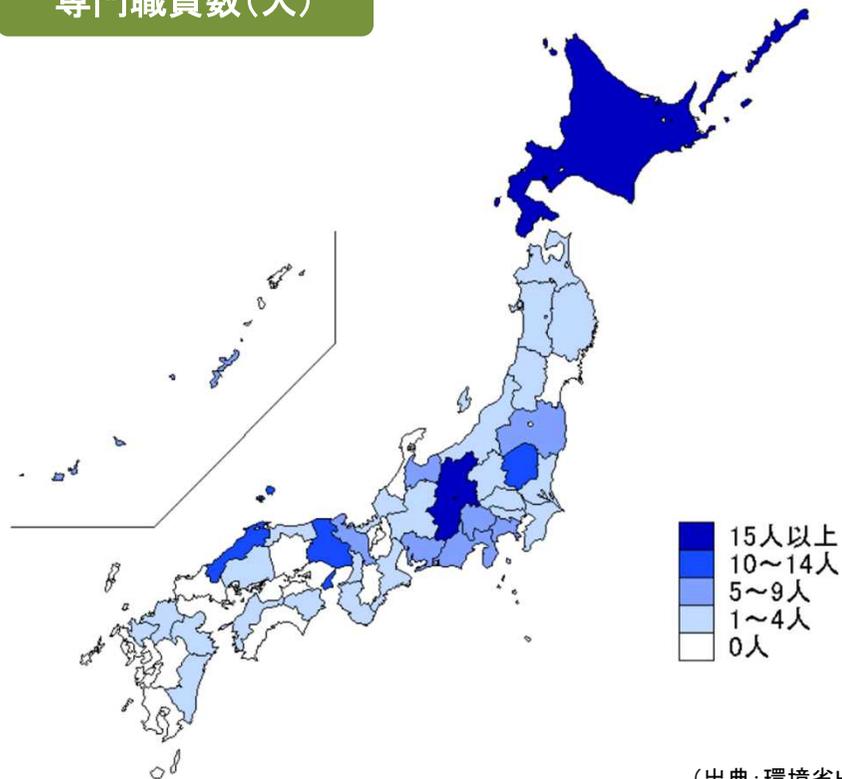


出典：鳥獣プロデータバンクHPより作成

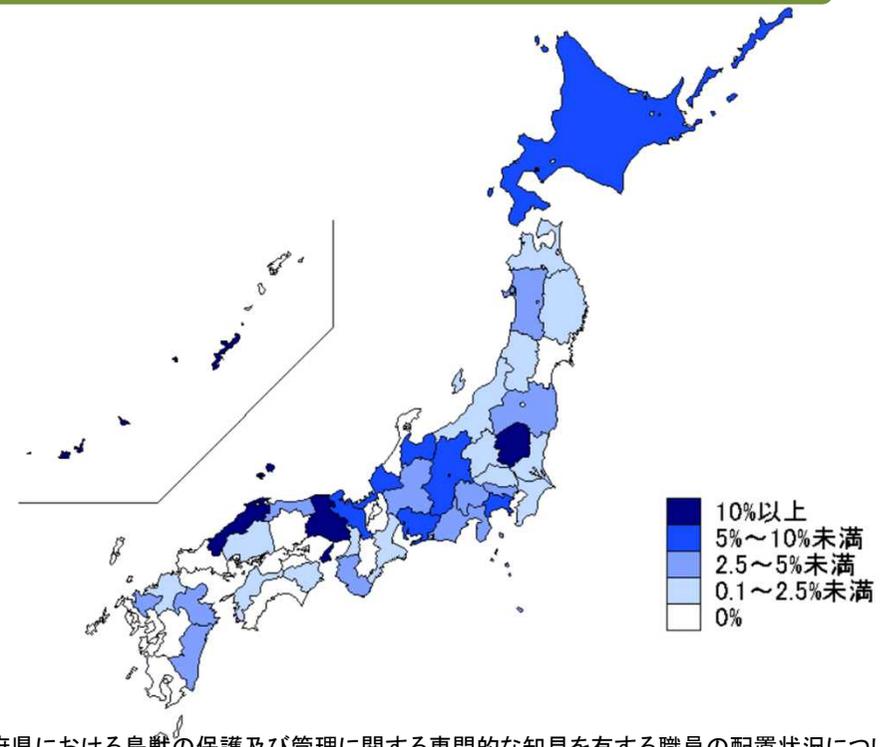
# 各都道府県における専門的知見を有する職員の配置状況①

- 平成26年法改正における附帯決議に基づき、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するため、これらの専門的知見を有する職員の配置状況を把握し、毎年公表
- 平成31年4月1日現在、36都道府県で162名(昨年度:148名)の専門的職員が配置
- 1都道府県当たりの専門職員数は平均約3人程度で推移

専門職員数(人)



鳥獣行政担当職員に対する専門職員の割合(%)

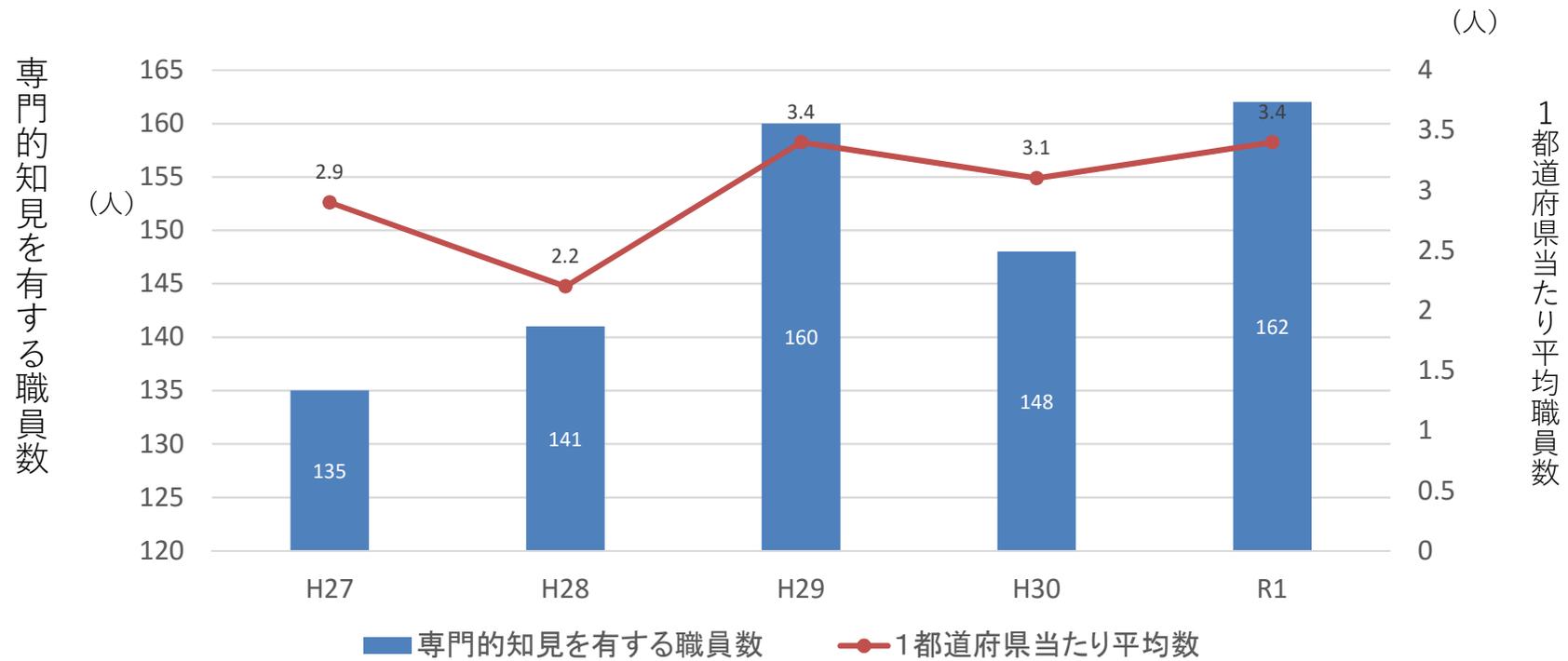


(出典: 環境省HP「都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況について」  
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort11/effort11.html> より作成)

※専門的知見を有する職員は、以下の①～⑤の職員とする

- ①環境省の人材登録事業の登録者      ②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者
- ③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会又は農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者
- ④鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有する者      ⑤上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者

# 各都道府県における専門的知見を有する職員の配置状況②

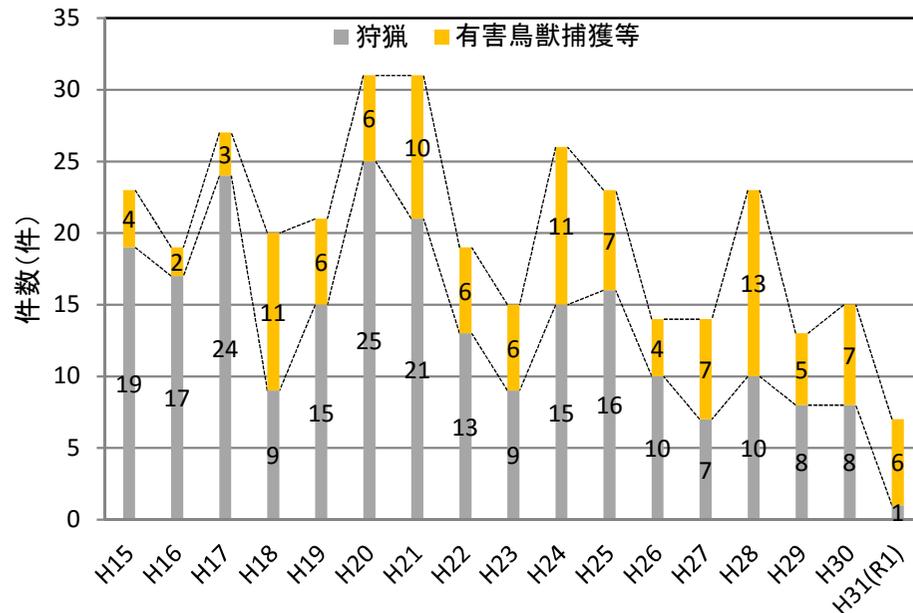


(出典:環境省HP「都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況について」  
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort11/effort11.html> より作成)

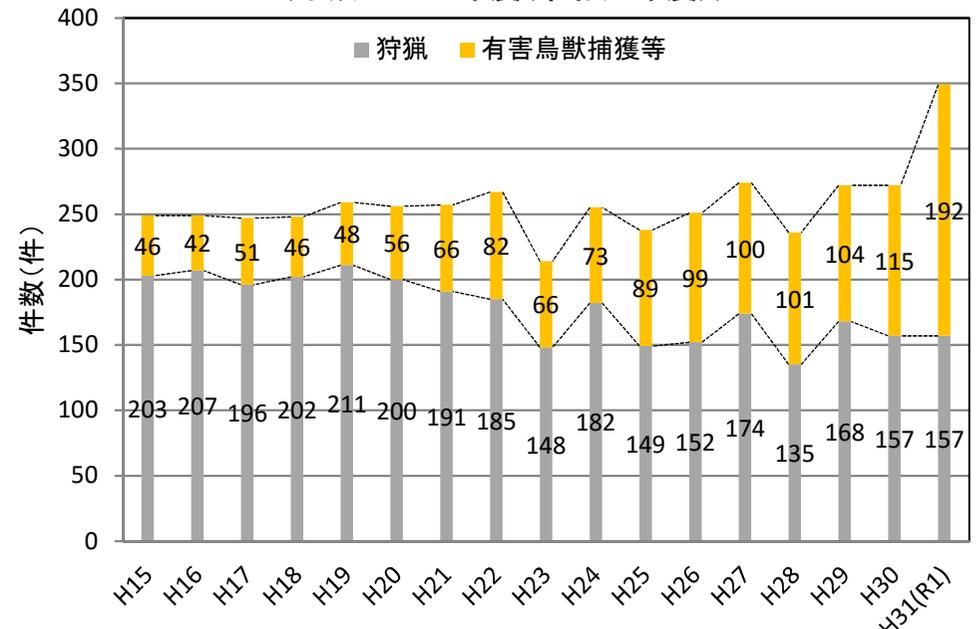
# 狩猟及び有害鳥獣捕獲等における他損及び自損事故件数等の推移

- 他損事故件数は減少傾向に見えるが、自損事故件数は年々増加傾向にあると考えられる
- 自損事故については、狩猟と比べ許可捕獲等における事故の件数が増加している傾向にあると考えられる

狩猟及び有害鳥獣捕獲等における他損事故件数  
(平成15～31年度(令和元年度))



狩猟及び有害鳥獣捕獲等における自損事故件数  
(平成15～31年度(令和元年度))



他損事故(件)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
狩猟	19	17	24	9	15	25	21	13	9	15	16	10	7	10	8	8	1
有害鳥獣捕獲等	4	2	3	11	6	6	10	6	6	11	7	4	7	13	5	7	6
計	23	19	27	20	21	31	31	19	15	26	23	14	14	23	13	15	7
自損事故(件)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
狩猟	203	207	196	202	211	200	191	185	148	182	149	152	174	135	168	157	157
有害鳥獣捕獲等	46	42	51	46	48	56	66	82	66	73	89	99	100	101	104	115	192
計	249	249	247	248	259	256	257	267	214	255	238	251	274	236	272	272	349

※事故件数は、(一社)大日本猟友会の「狩猟事故共済」における事故件数

※有害鳥獣捕獲等は、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等を指す<sup>8</sup>

# 適性試験において欠格が判明した例

- 狩猟免許所持者は、法第51条に基づき、狩猟免許の更新を受けようとする際に適性試験（視力、聴力、運動能力の確認）を受けなければならないこととされている
- 適性試験において、欠格が判明し更新が認められなかった例も確認されている

## ■ 適性試験の結果、欠格が判明し、免許更新が認められなかった者の例（平成26～28年度 全国計）

- 19／47都道府県において、のべ59人報告
- 欠格の理由及び年齢別人数（人）

理由	49才以下	50～59才	60～69才	70～79才	80才以上
視力の不足	0	0	11	35	6
聴力の不足	0	0	0	0	0
運動能力の不足	0	1	2	2	2

## ■ 適性試験の結果、一度は不適が判明したが、改めて補助手段を講じる等により、更新が認められた例（平成26～28年度 全国計）

- 19／47都道府県において、66件報告
- （事例の詳細）
  - ・ 新たに眼鏡または補聴器を購入し、再試験において合格
  - ・ 白内障の手術を受け、医師の診断書により合格
  - ・ 怪我の完治後、再試験において合格

等

# 捕獲情報システムの概要（1）

参考資料2-3

## システム開発の目的

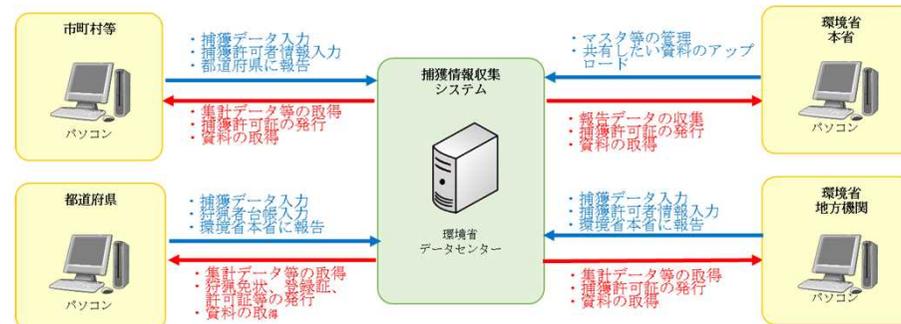
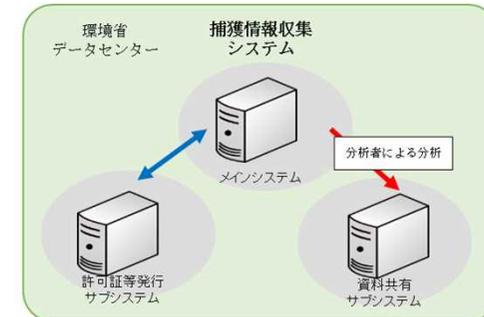
地方公共団体等が収集する鳥獣の捕獲等にかかる情報を国において収集し、一元的に管理

科学的・計画的な鳥獣の管理を進めるため、

- 増大しつつある捕獲情報の質を確保しつつ、収集に係る事務を省力化・迅速化
- 捕獲者の情報を一元管理し、狩猟免許、狩猟者登録証、捕獲許可証等の許認可事務を省力化・迅速化
- 鳥獣管理に必要となる鳥獣や捕獲者等の統計データや各種資料の共有を省力化・迅速化
- 以上をもって、効率的・効果的な鳥獣管理の実行と評価のための基盤を整備する

## システムの構成

- **メインシステム** ※平成29年度から運用  
捕獲情報の入力・集計・報告を行う。
- **許可証等発行サブシステム** ※平成30年度から運用  
狩猟免許等の発行や狩猟者台帳の管理等を行う。
- **資料データ共有サブシステム**  
鳥獣管理に関する各種統計データや資料等の共有を行う。



# 捕獲情報システムの概要（2）

## 捕獲情報のシステムへの入力

捕獲情報の入力方法は、次の二つのパターンに対応

直接入力: システムの入力画面に捕獲情報を入力する方法

一括登録: エクセル形式の雛形ファイルの入力したデータをシステムにアップロードして、一括入力する方法

### 入力する項目

狩猟	
わな設置記録	捕獲位置情報
狩猟者登録番号	狩猟者登録番号
市町村名	捕獲年
メッシュ番号	捕獲月
設置開始年	捕獲日
設置開始月	捕獲方法
設置開始日	猟具
設置終了年	鳥獣区分
設置終了月	鳥獣名
設置終了日	雄雌区分
箱わな設置数	齢
囲いわな設置数	捕獲数
くくりわな設置数	目撃数(捕獲数を除く)
その他わな設置数	市町村名
	メッシュ番号
	処置概要

許可捕獲	
わな設置記録	捕獲位置情報
許可番号	許可番号
従事者番号	従事者番号
市町村名	捕獲年
メッシュ番号	捕獲月
設置開始年	捕獲日
設置開始月	捕獲方法
設置開始日	猟具
設置終了年	鳥獣区分
設置終了月	鳥獣名
設置終了日	雄雌区分
箱わな設置数	齢
囲いわな設置数	捕獲数
くくりわな設置数	目撃数(捕獲数を除く)
その他わな設置数	出猟者数
	市町村名
	メッシュ番号
	処置概要

指定管理鳥獣捕獲等事業	
わな設置記録	捕獲位置情報
事業番号	事業番号
市町村名	捕獲年
メッシュ番号	捕獲月
箱わな設置数	捕獲日
囲いわな設置数	捕獲方法
くくりわな設置数	猟具
その他わな設置数	鳥獣区分
箱わな稼働延べ日数	鳥獣名
囲いわな稼働延べ日数	雄雌区分
くくりわな稼働延べ日数	齢
その他わな稼働延べ日数	捕獲数
従事した技術者延べ日数	目撃数(捕獲数を除く)
	出猟者数
	市町村名
	メッシュ番号
	処置概要

# 捕獲情報システムの概要（3）

## システムの入力画面（サンプル）

### メインメニュー画面

捕獲情報収集システム

使いかた よくある質問

三重県(畜対策) 毛茂 野 振太 閉じる

### メインメニュー

環境省鳥獣保護管理室  
からのお知らせ

【重要】本朝データを入力しないでください。また、データは一括削除されることがありますので、ご留意ください。

標準的な報告様式をダウンロードします。  
**報告様式(標準)**

ダウンロード

捕獲者から回収した報告様式に基づいて入力します  
入力したデータを確認・修正します

狩猟による捕獲  
 許可及び外来生物法に基づく捕獲  
 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

狩猟による捕獲  
 許可及び外来生物法に基づく捕獲  
 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

平成30年度分 令和1年度分 次へ

平成30年度の捕獲実績を報告してください  
受付期間:平成31年4月1日～令和1年6月28日

狩猟による捕獲  
 許可及び外来生物法に基づく捕獲  
 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

鳥獣関係統計  
などの報告

管轄機関からの報告状況を確認する ▶ 鳥獣関係統計等の報告を行う

各種データを出力します  
**元データの出力** **集計結果の出力**

出力

メンテナンス

### 捕獲報告(基本情報)入力画面

捕獲情報収集システム

使いかた

第一県(本庁) 管理ユーザ ログアウト

### 平成28年度 許可及び外来生物法に基づく指定管理鳥獣の捕獲報告の入力：基本情報

捕獲報告の基本情報を入力します。  
入力後、保存ボタンを押すと、「わな設置記録」や「捕獲記録」を入力できるようになります。

帳票番号 11

最終保存 H29/05/01 18:35 第一県(本庁)

入力機関 第一県(本庁)

許可目的  第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整  被害防止の目的での捕獲  
 その他

捕獲者等 個人

許可番号 H28-00-000

従事者番号

年齢

属性

捕獲方法 銃猟(第一種)

わな設置記録の入力 捕獲記録の入力

この帳票を削除 保存 キャンセル

# 捕獲情報システムの概要（4）

## システムの入力画面（サンプル）

### 捕獲報告入力画面(指定管理鳥獣)

捕獲情報収集システム

平成28年度 狩猟による指定管理鳥獣の捕獲報告の入力：捕獲報告

1 出猟日、捕獲場所別に入力します。

出猟日 平成28年度 4月20日 メッセージ番号 155

出猟場所

市町村	地名	郵便番号	都道府県	緯度	経度
あいち市	あいち	4600000	愛知県	35.124335	134.970028

同行者 3人(自分を含む)

捕獲数

	ニホンジカ			イノシシ		
	成獣	幼獣	不明	成獣	幼獣	不明
オス	1					
メス	2			1		
不明						

鳥獣の概要 輸出 其他

備考

新規捕獲情報入力欄を追加

### 捕獲報告入力画面(指定管理鳥獣以外)

捕獲情報収集システム

平成28年度 許可及び外来生物法に基づくニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の捕獲報告の入力：捕獲報告

1 出猟日、捕獲場所別に入力します。

捕獲日 平成28年度 12月1日 メッセージ番号 119

捕獲場所

市町村	地名	郵便番号	都道府県	緯度	経度
あいち市	あいち	4600000	愛知県	35.172623	134.779195

わな種

捕獲数

	捕獲数			
	成獣	幼獣	不明	卵
オス	2			
メス		1		
不明				

鳥獣の概要 輸出 其他

備考

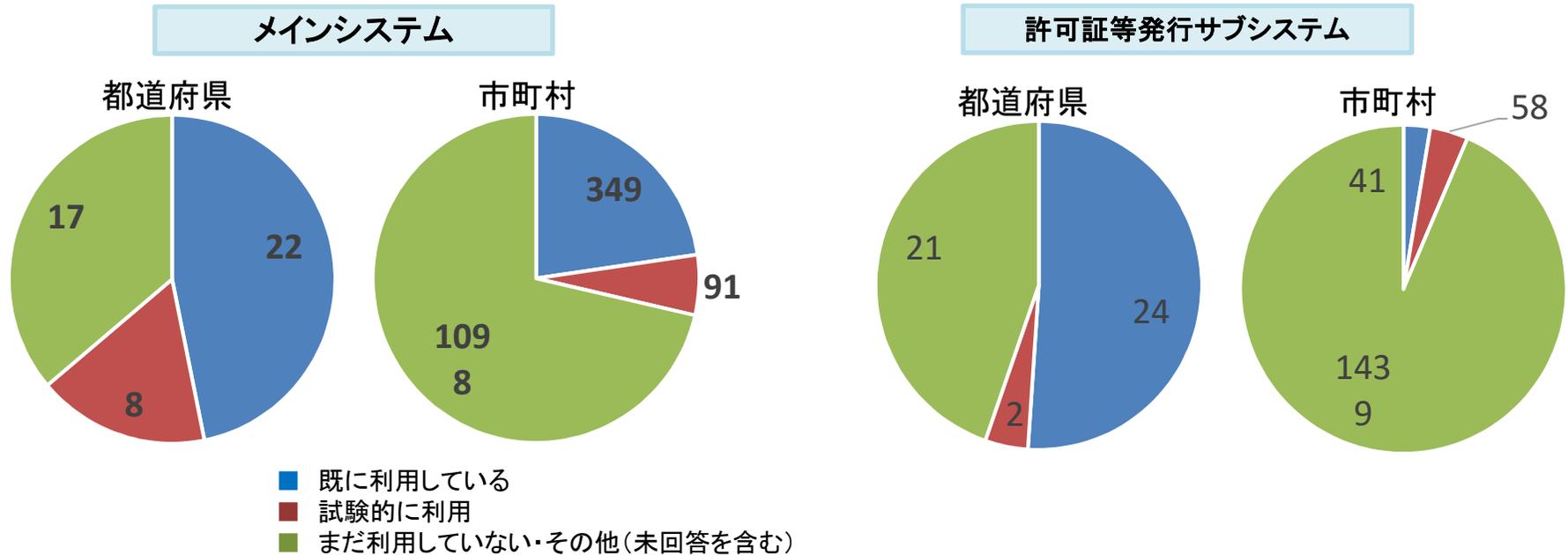
同日、同一場所での捕獲入力欄を追加

新規捕獲情報入力欄を追加

# 捕獲情報システムの利用状況

※令和元年11月にアンケート調査を実施

※市町村は、本システムにおいて機関コードを設定している市町村の利用状況



## 今後の利用意向(都道府県)

※「試験的に利用」「まだ利用していない」と回答した都道府県の意向

### メインシステム

- ・利用意向あり 5都道府県  
(うち3都道府県は令和2年4月から利用)
- ・未定 15都道府県
- ・意向なし 5都道府県

### サブシステム

- ・利用意向あり 4都道府県
- ・未定 13都道府県
- ・意向なし 6都道府県

# 今後の捕獲情報システムの更改

令和3年度末のサーバ更新に伴い、令和3年度中にシステムの更改・改修を予定。その際、データの入出力方法の簡易化や操作性の向上を図るとともに、目撃情報等の収集機能の追加を検討。

## スケジュール

- 令和元年度 次期更新に向けた調査検討(終了)
- 令和2年度 要件定義作成
- 令和3年度 機能強化改修及びシステム更改 新しいクラウドに移行

## 機能強化改修の検討内容(予定)

- 目撃情報や人身被害情報の収集機能の追加
- 狩猟免許等の電子申請化に対応したデータ登録機能の構築
- 捕獲情報の入力方法の改善
- 捕獲データの出力・集計方法の改善 ほか

## システム構成のイメージ

- **メインシステム**
- 捕獲情報収集システム
- 出没・目撃情報等収集システム(仮称)
- **許可証等発行サブシステム**
- **資料データ共有サブシステム**

# ICTを活用した取組（1）

## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業におけるICTを活用したわな猟の取組

H28	①	ICT技術を用いた囲いわな	ネットワークカメラにより、囲いわな等のライブ映像をスマートフォンやパソコンで確認、最適なタイミングでの遠隔操作により捕獲の効果を検証。
	②	ICTを活用した巡回作業の省力化検証	わなに通信機能付き自動撮影カメラを設置し、巡視作業の省力化と確実性について検証。
	③	簡易捕獲情報システム(箱わな)	箱わなに無線機を取り付けて、箱わなの扉が閉まった場合に通報することで、見回りの効率化を検証。
H29	①	わな管理自動通報システム	自動管理通報システムを用いたくりわなを用いて、見回り作業等の労力を軽減し、効率的な捕獲を実証。
	②	ICT技術を用いた囲いわな	ネットワークカメラにより、囲いわな等のライブ映像をスマートフォンやパソコンで確認、最適なタイミングで遠隔操作により捕獲し、既存の捕獲との効率の比較により、効果を実証。
	③	わな用電波発信器を用いた省力化捕獲技術	わなの作動を通知する電波発信器をわなに装着し、見回りの省力化を実証。
	④	ICT及び小型ゲージを導入した捕獲技術	ICTを活用した捕獲通報システム技術の導入し、わなの見回り回数を減らすなどの効率化を実証。

# ICTを活用した取組（2）

## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業におけるICTを活用したわな猟の取組

H30	①	わな一括遠隔監視システムの運用	イノシシの捕獲について、わなの作動状況をクラウドサーバー上で多数のわなを一元管理し、端末で確認できるシステムを試行運用し、捕獲活動の効率化やわなの見回りの負担軽減の効果等を検証。
	②	ICT技術を用いた箱わなの地域実証	わなの作動状況をクラウドサーバー上で多数のわなを一元管理し、端末で確認できるシステムを試行運用し、捕獲活動の効率化やわなの見回りの負担軽減の効果等を検証。
	③	ICT大型囲いわなによる捕獲の実証	大型囲いわなを遠隔監視・操作システムによりパソコンやスマートフォンでわなの様子を確認し、遠隔操作によるニホンジカの捕獲を実証。
	④	無線式捕獲管理システムを利用したくくりわな捕獲の実証等	くくりわな捕獲の見回り労力軽減を図るため、無線式捕獲管理システムによる見回りの省力化やシステムの性能について技術検証を実施。
	⑤	ICT囲いわなの複合的な捕獲効率の検証	森林地域と農耕地域のそれぞれで、ICTの有無や性能の違い、また季節の違いによる囲いわなの捕獲効率の差や、囲いわなにくくりわなを併用することによる捕獲効率の向上等の実証。
	⑥	ICT活用したわなによる捕獲技術の検証	ICTを活用した箱わな、くくりわなを導入した捕獲による地域実証を実施。
	⑦	ICTによる捕獲作業の効率化等の検証	ICT技術を活用した捕獲体制の整備に取り組み、見回り作業省力化の検証。

# ICTを活用した取組（3）

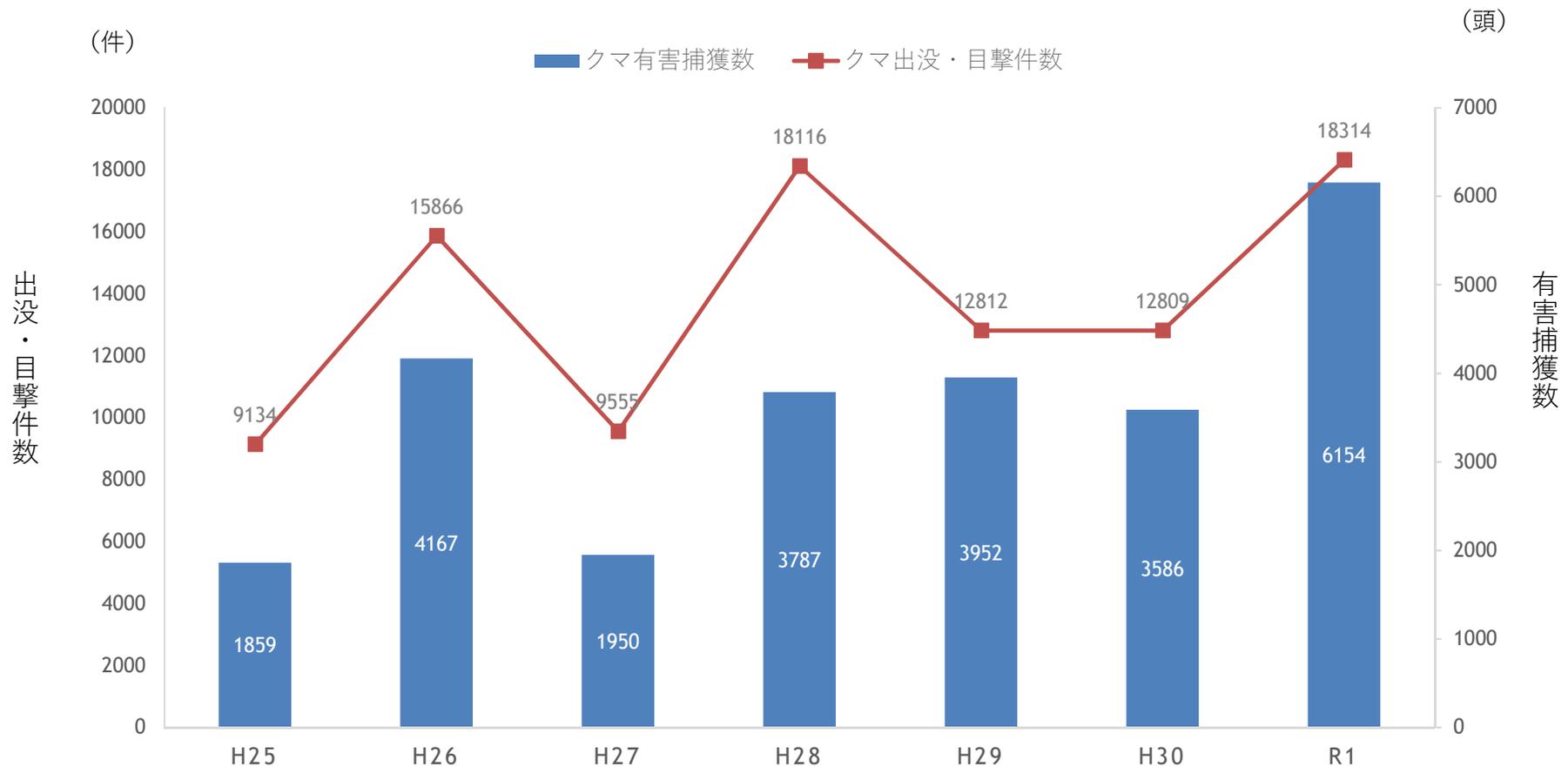
## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業におけるICTを活用したわな猟の取組

R1	①	ICTを活用したわな猟による効果的捕獲	ICTを用いたわなによる捕獲を実施し、効果を検証。
	②	わな一括遠隔監視システムの運用	わなの作動状況をクラウドサーバー上で一元管理し、端末で確認できるシステムを運用し、新たな捕獲手法による効果を検証。
	③	ICT檻罠遠隔監視・操作システム	メスの選択的捕獲、平易で省力化が図れる捕獲手法を普及させるため各捕獲手法の検証。
	④	無線式捕獲管理システムを利用したくくりわな捕獲の実証	くくりわな捕獲の見回り労力軽減を図るため、無線式捕獲管理システムによる見回りの省力化やシステムの性能について技術検証。
	⑤	ICT囲いわなの複合的な捕獲効率の検証	捕獲従事者の負担軽減のため、通信費等が発生しない「特定小電力無線(免許・登録申請が不要)」による小型発電器とトランシーバー型専用受信機を使用する安価な通信システムを検証。
	⑥	ICTによる捕獲作業の効率化等の検証	見回り作業省力化のため、ICT技術を活用した捕獲体制の整備による効果の検証。

# クマ類の出没・目撃件数と有害捕獲数の推移

参考資料2-4

- 平成25年度より都道府県からの報告に基づいたクマ出没・目撃件数を集計
- 昨年度はのべ18,314件のクマ類の出没・目撃情報が報告され、6,154頭が捕獲されている



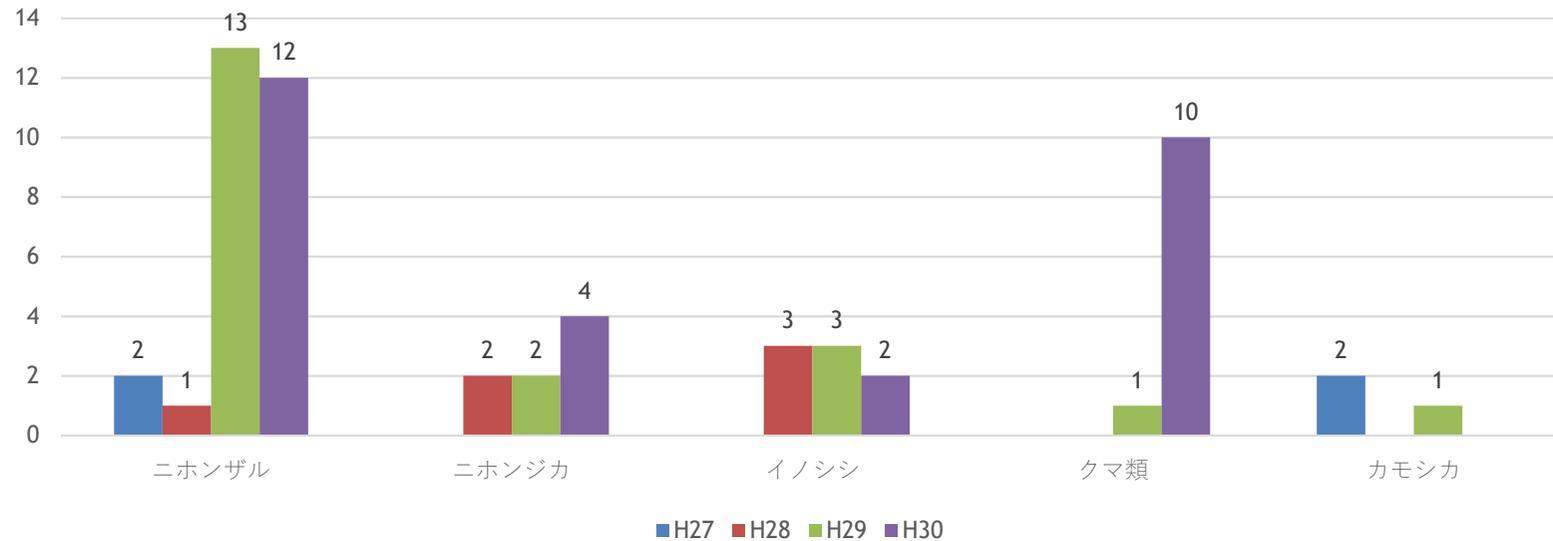
※出没・目撃件数に北海道は含まれていない

(出典:環境省HP「クマに関する各種情報・取組」 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html> より作成)

# 住居集合地域における麻醉銃猟の許可件数と捕獲頭数の推移

- 住居集合地域における麻醉銃猟の許可件数、捕獲頭数ともに増加傾向にある。
- 許可対象種はニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、クマ類、カモシカの5種。

住居集合地域における麻醉銃猟の許可件数



獣種名	許可件数					捕獲頭数				
	H27	H28	H29	H30	合計	H27	H28	H29	H30	合計
ニホンザル	2	1	13	12	28	6	11	8	6	31
ニホンジカ	0	2	2	4	8	0	3	2	56	61
イノシシ	0	3	3	2	8	0	3	3	11	17
クマ類	0	0	1	10	11	0	0	1	8	9
カモシカ	2	0	1	0	3	2	0	1	0	3
合計	4	6	20	28	58	8	17	15	81	121

(出典: 令和元年度に実施した都道府県アンケートより作成)

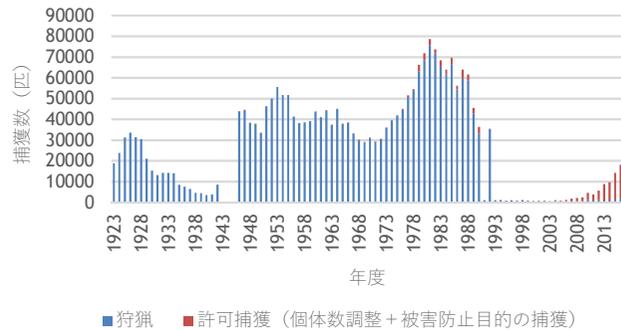
# 大型・中型獣類の捕獲数の推移

参考資料2-5

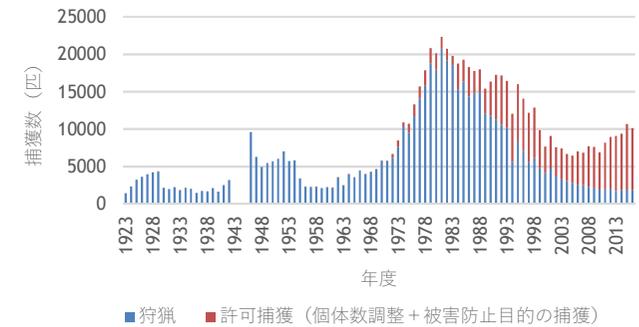
クマ類



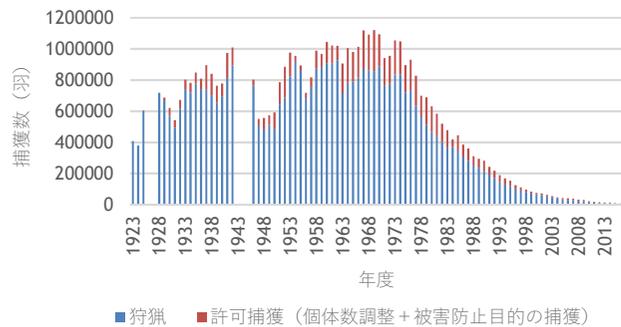
アナグマ



キツネ



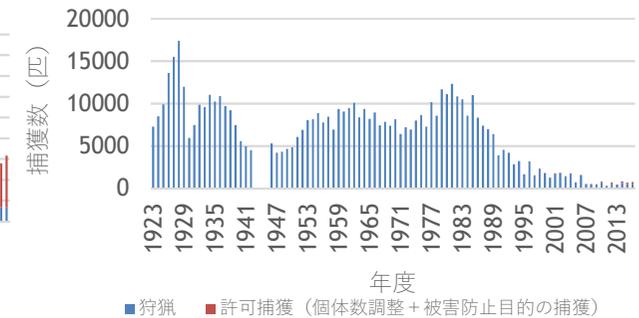
ノウサギ



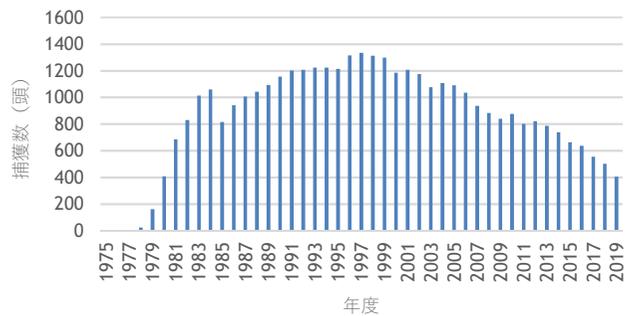
タヌキ



テン



カモシカ



出典：鳥獣関係統計